

「(仮称) 宮城県がん対策推進条例案」に対する御意見（パブリックコメント） の募集結果と御意見に対する宮城県議会の考え方について

令和7年2月26日

宮城県議会では、「(仮称) 宮城県がん対策推進条例案」について、令和6年11月29日から令和6年12月26日までの間、ホームページ等を通じ、県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、9通計23件の貴重な御意見を頂きました。

頂きました御意見につきましては、条例案の検討の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見に対する本県議会の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

(御意見の趣旨を踏まえて修正した条文は、「宮城県議会の考え方」欄の**太字下線部**です。)

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
1	前文	「県民の生命と健康にとって重大な問題である。」の後に「がんを他人事ではない身近なものとして捉える必要がより一層高まっている。」(国の第1期がん対策推進基本計画の「はじめ」にある記載)という分かりやすい、インパクトある文言を書き加えると条例を読み始めた方のモチベーションが上がると思います。	御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 がんは、本県では、昭和五十九年から死因の第一位であり、生涯のうちに約二人に一人がり患すると推計されているなど、県民の生命と健康にとって重大な問題である。 こうしたことから、県民全体が、がんを他人事ではない身近なものとして捉える必要がある。

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
2	前文	<p>近未来に合併して経営母体に変更になりますが、条例制定時点では県関連の施設である「宮城県立がんセンター」の宮城県における診療、研究、がん登録における大きな業績はぜひ書き残しておきたいところです。例えば下記のように県のがん診療連携拠点病院である2病院を例に挙げることは決して不自然だとは思いません。</p> <p>「その後も東北大学病院、宮城県立がんセンターなど様々な関係者との協働の下、宮城県のがん対策が推進されてきた。」</p>	<p>条例において、医療機関の名称を御提案のように記載することは一般的でないことから、原案のとおりとしたいと考えています。</p>
3	前文	<p>「がん医療の高度化」、「少子高齢化」と「持続可能ながん医療提供体制の充実」の関係、「人口減少」と県のがん対策との関係に触れられておらず、この社会背景を簡易かつ合理的に説明する文章が必要ではないか。</p> <p>また、がん患者が生活習慣病等の複数の疾患を抱える現状が更に加速することから、「・・・また、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少が進展する中、がん以外の疾患や障害を複合的に抱えかつ社会的弱者となるがん患者が増えることを鑑み、・・・」のように書き換えると理解しやすいと考える。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>また、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少等、<u>がん医療を取り巻く環境が変化</u>する中、患者本位で持続可能ながん医療を提供する体制の充実が求められている。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
4	前文	<p>現在がん患者の視点から最も重視されているのは「がんサバイバーシップ」という概念である。</p> <p>また、厚生労働省が設置する「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議」が令和5年10月に取りまとめた報告書では「がんと共生に関する目標」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備すること。 ・国と地方公共団体、がん患者を含めた国民、医療従事者、医療保険者、事業主、関係学会、患者団体及び職能団体等の関係団体、マスメディア等は、医療・福祉・介護・産業保健・就労・教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービスの提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを構築することで、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な苦痛」の緩和を図ること。 ・これらにより、全てのがん患者が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させること。 <p>とされており、このような高邁な定義付けは計画よりも条例においてこそ明記されるべきではないか？</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>加えて、がん医療の進歩等により、がんになり患した後の生存率は上昇しており、全てのがん患者等が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることができるようがん医療のみならず、福祉・教育・就労等の必要な支援を受けることができる環境の整備が重要である。</p>
5	前文	<p>がん患者だけでなく、その家族も福祉・教育・就労の支援対象とすれば「がん患者が尊厳を持って暮らすことができるよう」の条文で「がん患者等が尊厳を持って」と「等」を加えるべきだと思います。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
6	前文	<p>全ての県民とともにがんの克服と共生を目指すことを決意し ⇒全ての県民とともにがんの制圧と共生を目指すことを決意し</p> <p>と「制圧」の方が良いのでは。がんにかかっても、治療は可能だし、薬などで抑えつつ、生き続けるのは可能なので、抑え込む意を含めて「制圧」の方が良いように思う。</p> <p>それに人はいずれは必ず死ぬる訳で、死因としてがんもそれに含まれる。「克服」だと治ることの意を含むので、少し違和感がある。</p>	<p>「がんの克服」は、国が定めた第4期がん対策推進基本計画及び本県が定めた第4期宮城県がん対策推進計画の目標に掲げられており、条例案もこれに従い、原案のとおりとしたいと考えています。</p>
7	第二条第五号 (基本理念)	<p>第五号でゲノム医療法(令和五年法律第五十七号)の趣旨に基づく適正な配慮が記載されたことは、最後発のがん対策推進条例として唯一ですが新機軸であると評価したいと存じます。</p>	<p>条例案に御賛同いただき、ありがとうございます。</p>
8	第四条(市町村の役割)	<p>市町村でのがん検診の評価について実施報告はあるものの、効果の有無の検証に至る報告はオープンになっていない。担当課においては“県の事業”と捉えていることが多く、市町村と検診実施機関のやり取りが見えにくい状況です。</p> <p>第2項、第3項についても同様に“努める”よりも条文案を強く推奨してほしいと思います。</p>	<p>前段の御意見については、県執行部にお伝えします。</p> <p>後段の御意見については、都道府県と各関係者は上下・主従でなく対等・独立の関係にあるため、自主性及び自立性を損なうことがないよう配慮し、原案のとおり「努める」と記載したいと考えています。</p>
9	第四条(市町村の役割)	<p>「推進促進」という文言は「推進」と「促進」で意味が異なりますが、入力ミスではないでしょうか。「推進」のみでよいかと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「促進」を削除し「推進」とします。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
10	第五条第一項 (県民の役割)	「病状に応じた治療」と踏み込んだ記載は評価できますが、さらに早期診断のためにも、がん検診の機会のみならず、疑わしい症状がみられる場合には医療機関を受診するよう「病状に応じた受診や治療」と記載されてはいかがでしょうか？	御意見の趣旨は原案の表現に含まれるため、原案のとおりとしたいと考えています。
11	第十条(がんの予防の推進)	当条例案に賛同します。 私は喫煙をしますが、望まない受動喫煙を防止する為に、たばこを吸わない方の前では配慮するよう努めております。 県の皆様におかれましては、引き続き、嗜好品であるたばこに対して、過度な取り組みにならないよう、県民すべてが納得できる取り組みを進めていただければ幸いです。	頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
12	第十条（がんの予防の推進）	<p>がん対策推進条例案については賛成致します。</p> <p>但し、第十条に記載する「喫煙、飲酒、食生活、運動」は個人の生活習慣に関するものであり、また個人の趣味・嗜好に関わるものでもあります。この個人の生活習慣や趣味・嗜好に行政がどこまで介入するかについては、個人の人権を侵害する恐れがあることから、慎重に対応していく必要があると考えます。</p> <p>また、第十条では特に第二項を設け、「喫煙率の減少及び受動喫煙の防止」と「喫煙」のみに言及しています。「喫煙」だけ記載するという事は、「喫煙」しなければがんの予防になるとの誤解を与えかねません。喫煙者である私でも、たばこは健康にとってリスクのある商品であることは十分理解しておりますが、同時にたばこはストレス解消に役立っています。</p> <p>（対策案ではストレスについて言及していませんが、様々な病気の原因の一つとされているようです。） がん予防対策では、科学的な根拠に基づく対策、また個人の生活習慣や趣味・嗜好とのバランスに十分に配慮いただきますようお願い致します。</p>	<p>頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
13	第十条第二項 (がんの予防 の推進)	<p>県は、喫煙率の減少及び受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。）を防止し無くするために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>と「を防止し無くする」と替えてはどうか。</p> <p>第3次健康日本 21（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）では、2 自然に健康になれる環境づくり目標値として「望まない受動喫煙のない社会の実現」（37ページ）が掲げられているので、「を防止し無くする」と替えるのが良いかと思う。</p>	<p>受動喫煙をなくすことについては、受動喫煙の防止という表現に含まれています。</p>
14	第十条第二項 (がんの予防 の推進)	<p>受動喫煙防止対策は重要な取り組みのひとつと認識しています。分煙先進県として、県内の集散場所における分煙環境整備について、各市町村と連携した取り組みを進めていただきたく存じます。</p>	<p>頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。</p>
15	第十一条（がんの早期発見の推進）	<p>高齢者医療制度では、上記の「市町村及び職域」に該当しないように思われ、高齢者医療制度では、がん検診を含む人間ドックなどでは助成金制度があるので、その周知により検診率の向上が期待される。その辺りの明記をしてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「市町村及び職域」を「市町村、職域等」に修正します。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
16	第十二条（がん医療の充実）	<p>今後、がん患者は高齢化し複数の疾病とそれに伴う障害を複合的に有する患者が増加する。このため、がん患者の健康を最大化するためにはがん医療の充実だけでは足りない。第4期がん対策推進基本計画にも記載された「がん関連学際領域」の考え方を盛り込む必要がある。例えば、第十二条の「・・・がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病院等の機能の充実並びに医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」の部分を「・・・がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病院等の機能の充実並びにがん以外の疾病治療にあたる医療機関を含めた医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」のように記載してはどうか。</p>	<p>原案の「医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強化」という医療機関とは、がん治療を専門に行う医療機関に限られず、御意見の趣旨は原案に含まれるため、原案のとおりとしたいと考えています。</p> <p>なお、がん以外の疾病の医療の充実に係る御意見については、県執行部にお伝えします。</p>
17	第十三条（がん患者等の状況及びがんの特性に応じたがん対策）	<p>国の全ゲノム解析計画は「がん」と種々の「難病」を対象にしたが将来の我が国の健康福祉の目指すビッグプロジェクトであることを鑑み、今後、より重要になることが明らかながん以外の疾病との予防、医療面での連携が円滑になるように記載しておくことが必要であると考え。具体的には、第十三条の「・・・がん患者等の状況及びがんの特性に応じた適切ながん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。」の部分は「・・・がん患者等の状況及びがんやその他の疾病の特性に応じた適切ながんとはがん以外の疾病に対する医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。」としてはどうか。</p>	<p>御意見の趣旨は、「その他の必要な支援」という表現に含まれるため、原案のとおりとしたいと考えています。</p> <p>なお、がん以外の疾病に対する医療及び支援の重要性に係る御意見については、県執行部に、県執行部にお伝えします。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
18	第十七条（がん研究の推進等）	県の役割は極めて消極的であると言わざるを得ない。「・・・研究成果の普及及び活用に必要な施策を講ずるものとする」とすべきである。	研究成果の普及及び活用等については、一義的には医療機関等の取組であり、県はその取組を支援する立場であることから、原案のとおりとしたいと考えています。
19	第十八条（医療従事者の育成・確保の支援）	県の役割は極めて消極的であると言わざるを得ない。「・・・人材の育成並びに確保に必要な施策を講ずるものとする。」とすべきである。	人材の育成・確保については、一義的には医療機関等の取組であり、県はその取組を支援する立場であることから、原案のとおりとしたいと考えています。
20	第十九条（がん教育の推進）	県の役割は極めて消極的であると言わざるを得ない。「・・・がん教育に必要な施策を講ずるものとする。」とすべきである。	がん対策基本法及び第4期宮城県がん対策推進計画に倣い、「推進」の文言は削除せず原案のとおりとしたいと考えております。
21	第十九条（がん教育の推進）	がん教育の推進に当たり、県民に理解を深めてもらうために既存の学校教育や医療従事者からの情報提供では十分ではないと考えます。がん教育に伴う外部講師登用の実態は全国でも40位前後と低く、各自治体の教育現場においても専門職員やピアサポート研修を受講した人材は多くなく、特に若年層への適切な理解の推進体制は盤石とは言い難いと思います。条文案には「学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために・・・」とありますがぜひ患者会やピアサポートの研修を受けた一定条件をクリアした外部人材等を巻き込んだ組織体制にすべく、多様な関係人材の掘り起こしとがん教育への参画を意図する文言を追加してほしいと思います。	頂いた御意見の趣旨については、「がん教育の推進のために必要な施策」という表現に含まれています。 なお、県民に理解を深めてもらうために既存の学校教育や医療従事者からの情報提供では十分ではない等の御意見については、県執行部にお伝えします。

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
22	第二十条（がん登録の利活用の推進）	<p>この条項に触れられている「がん登録」のうち院内がん登録が全国がん登録よりも手間はかかりますが精度が高く、各種対策には有効です。</p> <p>令和6年12月23日に厚生労働省が開催した「第16回がん診療提供体制のあり方に関する検討会」で提示された資料でも触れられています。</p> <p>第二十条の第二項として「2 県は、がん診療連携拠点病院等において院内がん登録（がん登録等の推進に関する法律第2条第4項に規定するもの）が実施されるために必要な措置を講ずるものとする」と加えると条例案第十二条に記載されている「知事が指定する病院」での院内がん登録普及に役立つと思います（なお国指定の拠点病院では院内がん登録が必須要件ですすでに実施されています。）。</p>	<p>がん登録等の推進に関する法律第二条第二項に規定する「がん登録」の定義には、院内がん登録も含まれます。</p> <p>原案ではこの法律を引用していることから、御提案いただいた修正案の趣旨は原案の表現に含まれています。</p>

No.	該当条項	御意見の要旨	宮城県議会の考え方
23	その他	<p>全体に対する意見</p> <p>(仮称) 宮城県がん対策推進条例案は、国の第4期がん対策推進基本計画と第4期宮城県がん対策推進計画を参考に作成されており、現在、我が国や宮城県のがん対策の現状や抱える課題ならびにその解決の方向性が示されており、その点は一定の評価ができる。しかし、これらの計画、すなわち第4期基本計画は国のがん対策基本法の実施に関する厚労省の事業計画指針であり、県の第4期計画はその指針の基づく都道府県の具体的な事業計画である。このため国や都道府県は6年毎にそれぞれの計画を見直すため第4期計画はこの条例が施行された後4～5年間の「有効期限」をもつ「計画」である。</p> <p>一方、都道府県の条例となるこの「宮城県がん対策条例(案)」はこれらの計画よりも長期的なビジョンを持って県民の健康福祉におけるがん対策を俯瞰し、現時点で考えうる課題解決に必要な事項を網羅する必要がある。4～5年後に国と県の第5期計画が策定された時点でこの条例が陳腐化しないように、少なくとも今後10年～20年の国や県のがん対策の在り方を想定した視点が必要であり、そのような視点から現在の案には修正を加える必要があると考える。</p>	御意見を頂きありがとうございます。

お問い合わせ先

宮城県議会事務局 政務調査課 政策法令班
 電話番号：022-211-3593 (直通)
 メールアドレス：gtyosah@pref.miyagi.lg.jp